

岐阜市東部クリーンセンターほか7施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市東部クリーンセンターほか7施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）等

2 仕様

〈東部クリーンセンター〉

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 70,000 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 70,000 ボルト
 - エ 標準周波数 60 ヘルツ
 - オ 契約種別 常用線・予備線（常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合）の2回線
- (2) 契約電力、予定使用電力量等
 - ア 契約電力 2,080キロワット
 - イ 予定使用電力量 別紙2-1のとおり
- (3) 供給期間
令和3年12月の検針日から令和4年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア 既設計量器 3P3L有効精密電子複合計器（通信機能付き）
 - イ 自動検針装置 有
 - ウ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - エ 検針日 毎月1日 午前0:00
- (5) 需給地点
電力の売払いに関する需給地点は、中部パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）が岐阜市東部クリーンセンター内に設置した（標準電圧）70,000ボルトケーブルヘッドの負荷側接続点である。
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備等附属設備 別紙1のとおり

〈リサイクルセンター〉

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6,000ボルト
 - ウ 標準周波数 60ヘルツ

- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙 2 - 2 のとおり
- (3) 供給期間
令和 3 年 12 月の検針日から令和 4 年 4 月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 毎月 1 日 午前 0 : 00
- (5) 需給地点
各施設の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙 1 のとおり

〈その他 6 施設〉

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6, 0 0 0 ボルト
 - ウ 標準周波数 6 0 ヘルツ
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙 2 - 3 のとおり
- (3) 供給期間
令和 3 年 12 月の検針日から令和 4 年 12 月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計及び検針方法
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 毎月 1 日 午前 0 : 00
- (5) 需給地点
各施設の構内引込第 1 柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙 1 のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1 月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。

イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）

（※ 基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）

ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）

カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。

キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ク 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ケ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(3) 電気料金の請求及び支払い

ア 毎月の請求書送付先は岐阜市環境部環境政策課とする。

イ 請求書は、書面での郵送によるものとする。（Webでの対応は不可とする。）

ウ 請求書は、全施設一括発行または個別発行のいずれかとする。ただし、請求書のほかに、施設毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。（Webでの対応は不可とする。）

エ 支払いは、納付書による入金のほか、指定口座への振込みにより行う。

(4) 現在の供給業者

エネサーブ株式会社

(5) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに従うものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住所	附属設備	請求書送付先
1	東部クリーンセンター	岐阜市 芥見6丁目368番地	発電設備 7,000kW (蒸気タービン発電機) 非常用発電設備 1,000kVA (ディーゼルエンジン発電機)	〒500-8701 岐阜市 司町40番地1 岐阜市役所 環境部 環境政策課
2	リサイクルセンター	岐阜市 木田5丁目55-6		
3	掛洞プラント	岐阜市 奥字掛洞375番地	非常用自家発電機 150 kVA 小型蒸気発電機 132 kW	
4	寺田プラント	岐阜市 寺田1丁目11		
5	大杉一般廃棄物 最終処分場	岐阜市 大字山県岩字大杉奥洞 1045番地	太陽光発電設備 30kW	
6	奥埋立跡地	岐阜市 奥1丁目37番地1		
7	北野阿原一般廃棄物 最終処分場	岐阜市 北野阿原109番地		
8	木田環境事務所	岐阜市 木田5丁目54-1		

別紙2-1 予定契約電力・予定使用電力量

〈東部クリーンセンター〉

供給年月		使用電力量(kWh)				
		夜間	昼間	重負荷	合計	
令和3年	12月			/		
令和4年	1月					
令和4年	2月	337,806	377,461		715,267	
令和4年	3月					
令和4年	4月					
令和4年	5月					
令和4年	6月					
令和4年	7月	/				
令和4年	8月					
令和4年	9月					
令和4年	10月	85,463	98,585	/	184,048	
令和4年	11月					
合計		423,269	476,046		899,315	

※ 契約電力は、2,080kWとしている。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く。）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用している。

別紙2-2

〈リサイクルセンター〉

No.	施設名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)												合計	
			区分	R 3				R 4								
				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月
1	リサイクルセンター	186	夏季													0
			その他季	27,237	27,566	24,164	24,777									103,744
	合計	186		27,237	27,566	24,164	24,777									103,744

- ※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ※ 予定平均力率は100%とする。
- ※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 供給期間は令和3年12月の検針日から令和4年4月の検針日の前日までとする。

別紙2-3

〈ほか6施設〉

No.	施設名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)														
			区分	R 3			R 4							合計			
				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月	11月	
1	掛洞プラント	320	重負荷									32,553	44,486	31,032			108,071
			昼間	77,174	70,243	44,921	74,922	77,874	45,828	77,711	29,070	42,144	28,457	80,331	49,994	698,669	
			夜間	77,034	80,206	48,744	74,409	83,049	63,517	71,076	61,072	87,390	55,783	71,002	58,868	832,150	
2	寺田プラント	84	夏季									19,206	20,115	18,934			58,255
			その他季	19,843	18,860	18,506	19,622	18,773	18,140	18,389				19,670	19,207	171,010	
3	大杉一般廃棄物最終処分場	67	重負荷									4,436	3,729	3,799			11,964
			昼間	7,734	6,442	5,562	6,720	5,438	5,073	7,587	4,530	4,043	3,455	7,514	7,042	71,140	
			夜間	8,729	7,709	6,317	7,807	6,931	8,615	7,997	9,463	8,554	7,594	7,302	8,772	95,790	
4	奥埋立跡地	13	重負荷									1,119	1,064	930			3,113
			昼間	2,137	2,084	1,895	2,026	1,939	1,809	2,178	1,251	1,126	1,053	2,171	1,816	21,485	
			夜間	2,464	2,754	2,381	2,394	2,544	2,930	2,334	2,855	2,556	2,394	2,329	2,469	30,404	
5	北野阿原一般廃棄物最終処分場	37	夏季									10,053	10,100	9,000			29,153
			その他季	11,748	7,186	6,612	6,414	4,375	9,917	8,910				11,383	12,238	78,783	
6	木田環境事務所	66	夏季									16,596	19,958	15,436			51,990
			その他季	16,761	17,475	14,437	11,936	12,880	11,856	14,937				11,432	12,032	123,746	
合 計		773		223,624	212,959	149,375	206,250	213,803	167,685	211,119	192,204	245,265	177,867	213,134	172,438	2,385,723	

※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。